

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年(2024年)4月26日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 入札に付する事項

(1) 件名

下関市立美術館で使用する電力の供給

(2) 供給内容

別添「電力供給仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間及び供給期間

①契約期間 契約締結日から令和7年7月31日まで

②供給期間 令和6年8月1日午前0時から令和7年7月31日午後12時まで（1年間）

（長期継続契約）

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、契約年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(4) 供給場所

仕様書のとおり

(5) 入札方法

各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、仕様書で提示する予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した、1年間の電気料金の総価により行う。ただし、契約は入札金額の積算に用いた単価によるものとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格及び条件

本件入札に参加できる者は、以下の資格及び条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 審査基準日において下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（その他物品電力）に登録されている者であること。
- (3) 入札公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、下関市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。

3. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市立美術館、下関市ホームページ上
- (2) 日時 公告の日から令和6年5月31日（水）午後5時まで

4. 入札参加の手続き等

- (1) 入札に必要な書類の交付期間及び交付方法

- ① 交付期間 公告の日から令和6年5月31日（金）午後5時まで

② 交付方法 下関市ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認申請

入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- ① 申請期限 令和6年5月31日(金) 午後5時(必着)
- ② 提出書類 ア. 入札参加資格確認申請書(様式1号)
イ. 入札参加資格確認申請書に記載の添付書類
- ③ 提出先 〒752-0986
下関市長府黒門東町1-1
下関市立美術館
- ④ 提出方法 持参又は郵送(書留に限る)すること。
封筒には、「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

(3) 確認結果の通知

提出された書類等により審査し、その結果を入札参加資格確認通知書(様式2号)により、令和6年6月7日(金)までにFAXにより通知する。

5. 本件入札に係る質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和6年5月20日(月) 午後5時(必着)
- ② 提出方法 任意の様式で作成した質問書を、電子メールにより提出すること。なお、電子メールのタイトルは「【質問書】下関市立美術館で使用する電力の供給」とすること。

② 電子メールアドレス

kibijuts@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(下関市立美術館の電子メールアドレス)

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、後日速やかに質問者のみに電子メールにて回答する。

6. 入札書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月14日（金）午後4時（必着）

(2) 提出書類

ア. 入札書（様式3号）

イ. 入札金額内訳書（様式4号）

(3) 提出先

下関市立美術館

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留に限る）すること。

封筒には、「入札書在中」と朱書きすること。

(5) 入札書の記載方法

- ①入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額をもって申し込みがあったものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ②入札書には、仕様書に掲げる数量の総価を記載すること。ただし、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないものとする。
- ③落札者との契約は、基本料金及び電力量料金それぞれに係る単価（消費税及び地方消費税を含む）で契約するので、入札金額内訳書（様式4号）に契約を希望する基本料金単価及び電力量料金単価を記入して積算し、入札書（様式3号）に添付すること。なお、契約締結後において、税率改正等により契約単価が著しく不相当となったときは、協議の上、当該単価の変更を行うことができる。

7. 開札

(1) 開札日時

令和6年6月14日（金）午後4時

ただし、本公告8.（3）に掲げる再度入札を実施する場合、日時は別途通知する。

(2) 開札場所

下関市立美術館

8. 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札した結果、落札者となるべき者がいないときは、再度の入札を行うものとし、詳細については別途連絡する。
- (3) 入札回数は、初回を含め2回までとする。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

9. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

入札保証金を必要とする場合は、入札金額の100分の5以上の金額を入札日の入札開始時刻までに納付すること。ただし、参加資格者が、次に掲げる書類のいずれかを提出した場合は、入札保証金を免除する。

- ① 保険会社と契約した下関市を被保険者とする入札保証保険契約書の写し
- ② 過去2年の間に、国又は地方公共団体その他公共団体と締結した電力供給に係る契約書の写し（2件以上）
- ③ その他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる書類

10. 契約書の作成の要否

要する。なお、契約書に定める額は、入札書に記載した金額の根拠となった基本料金単価及び電力量料金単価とする。

1 1. 支払条件

分割払い（月払い）

1 2. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 2の入札参加資格のない者がした入札
- (2) 本公告に定める提出書類について虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札
- (5) 金額を訂正した入札書によるもの
- (6) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの

1 3. その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び関係法令等を熟読のうえ、入札すること。
- (2) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (3) 入札参加者は、入札辞退届（様式5号）の提出により、いつでも入札を辞退することができる。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (5) 入札参加者は、入札後、本公告及び仕様書についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件入札又は契約に関して要する費用については、全て入札参加資格確認申請者又は、入札参加者、契約相手方の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (7) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

とし、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、本市は当該変更・解除を行った場合の損害賠償の責めを負わない。

- (8) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (9) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。